

新日鉄一次訴訟一審判決

(ソウル中央地方法院 2008年4月3日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

ソウル中央地方法院

第10民事部

判決

事 件 2005 가합 16473 損害賠償 (기)
原 告 1 原告1
2 原告2
3 原告3
4 原告4
5 原告5
原告ら訴訟代理人法務法人ヘマル総合法律事務所
担当弁護士ジャン・ヨンソク、キム・ミギョン
被 告 新日本製鉄株式会社
日本国東京都千代田区大手町2丁目6番3号
代表取締役 三村明夫、千速晃、八木重二郎、米澤敏夫、宮本
盛規、澤田靖士、平尾隆
訴訟代理人弁護士 チュ・ハンイル、パク・ジョンウク
弁論終結 2008年3月6日
判決宣告 2008年4月3日

主 文

- 1.原告らの請求をすべて棄却する。
- 2.訴訟費用は原告らの負担とする。

請求の趣旨

被告は原告らに各 100,000,000 ウォン並びに上記各金員に対する本件訴状副本送達の日翌日から完済済まで年 20%の割合による金員を支払え。

理 由

1 基礎事実

次の各事実は当事者間に争いが無いが、甲第1号証、第2号証の1、6、第3号証の1、第4号証の1、第5号証の1、第6号証の1、第22号証の1、第23号証の1、第25号証、第47号証の1、2、第49号証乃至第53号証(各枝番号を含む)、第55号証の1、2、第62号証の1、2、第71号証の1、2、第74号証乃至第78号証(各枝番号を含む)、乙第1号証の1、2、第2号証の1、2、第6号証、第7号証の各記載と甲第3号証の3、第4号証の4、第6

ソウル中央地方法院

第10民事部

判決

事 件 2005 가합 16473 損害賠償 (기)
原 告 1 原告1
2 原告2
3 原告3
4 原告4
5 原告5
原告ら訴訟代理人法務法人ヘマル総合法律事務所
担当弁護士ジャン・ヨンソク、キム・ミギョン
被 告 新日本製鉄株式会社
日本国東京都千代田区大手町2丁目6番3号
代表取締役 三村明夫、千速晃、八木重二郎、米澤敏夫、宮本
盛規、澤田靖士、平尾隆
訴訟代理人弁護士 チュ・ハンイル、パク・ジョンウク
弁論終結 2008年3月6日
判決宣告 2008年4月3日

主 文

- 1.原告らの請求をすべて棄却する。
- 2.訴訟費用は原告らの負担とする。

請求の趣旨

被告は原告らに各 100,000,000 ウォン並びに上記各金員に対する本件訴状副本送達の日翌日から完済済まで年 20%の割合による金員を支払え。

理 由

1 基礎事実

次の各事実は当事者間に争いが無いが、甲第1号証、第2号証の1、6、第3号証の1、第4号証の1、第5号証の1、第6号証の1、第22号証の1、第23号証の1、第25号証、第47号証の1、2、第49号証乃至第53号証(各枝番号を含む)、第55号証の1、2、第62号証の1、2、第71号証の1、2、第74号証乃至第78号証(各枝番号を含む)、乙第1号証の1、2、第2号証の1、2、第6号証、第7号証の各記載と甲第3号証の3、第4号証の4、第6

号証の 5 の一部記載と原告 5 の当事者本人尋問の結果に弁論の全趣旨を総合して、これを認めることができる。

ア 原告らの動員、強制労働及び帰国の経緯

- (1) 原告らは 1923 年から 1929 年の間にわが国で生まれ、平壤、保寧、群山などに居住していた者らであり、日本製鉄株式会社（以下「旧日本製鉄」という）は、1934 年頃に設立され、日本の釜石、八幡、大阪などで製鉄所を運営していた会社である。
- (2) 日本政府は、日中戦争と太平洋戦争を経て軍需物資の生産に労働力が不足するようになると、これを解決するために 1938 年 4 月 1 日に国家総動員法を制定・公布し、これを同年 5 月 5 日からわが国で実施し、1942 年に朝鮮人内地移入斡旋要綱を制定・実施し、わが国の各地域での官斡旋を通じて労働力を募集し、1944 年 10 月ころからは国民徴用令によってわが国国民に対する徴用を実施した。
一方、旧日本製鉄をはじめとする日本の鉄鋼生産者らを総括指導する日本政府直属機構である鉄鋼統制会が 1941 年 4 月 26 日に設立されたが、鉄鋼統制会では、わが国からの労務者を積極的に拡充することにして、日本政府と協力して労務者を動員し、旧日本製鉄は社長が鉄鋼統制会の会長を歴任するなど、鉄鋼統制会で主導的な役割をした。
- (3) 旧日本製鉄は 1943 年頃、平壤で大阪製鉄所の工員募集広告を出したが、その広告には、大阪製鉄所で 2 年間の訓練を受ければ技術を習得することができ、訓練終了後に韓半島の製鉄所で技術者として就職することができると記載されていた。
- (4) 原告 1、原告 2 は上記の広告を見て、技術を習得して我が国で就職することができるという点に惹かれて応募した後、旧日本製鉄の募集担当者とは面接して合格し、上記の担当者の引率下に旧日本製鉄大阪製鉄所に行き、訓練工として労役に従事するようになった。
- (5) 大阪製鉄所で原告 1、原告 2 は 1 日 8 時間の 3 交代制で働き、月に 1、2 回ほど外出が許可され、月に 2、3 円程度の小遣の支給を受けただけで、旧日本製鉄は賃金全額を支給すると浪費する恐れがあるという理由を挙げて、原告 1、原告 2 の同意を得ないまま上記原告ら名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金し、その貯金通帳と印鑑を寄宿舍の舎監に保管させた。上記原告らは火炉に炭を入れて割って混ぜたり、鉄管の中に入って石炭滓を除去するなど、火傷の危険があり、技術の習得とは特に関係がない非常に厳しい労働に従事したが、提供される食事はその量が非常に少なかった。また、警察官が頻繁に立ち寄り、上記原告らに「逃げてもすぐに捕まえることができる」と述べ、寄宿舍にも監視する人がいたので、上記原

告らは逃げることを考えられなかったが、原告 2 は逃げたいと言ったことが発覚し、寄宿舎の舎監から殴打されて体罰を受けたこともある。

- (6) そうした中で、日本は 1944 年 2 月ころ訓練工らを強制的に徴用し、原告 1、原告 2 は徴用後には小遣も全く支給されなかった。大阪製鉄所の工場は 1945 年 3 月頃アメリカ合衆国軍隊の空襲により破壊され、この時訓練工の一部は死亡し、原告 1、原告 2 を含む残りの訓練工は 1945 年 6 月頃、わが国の清津に建設中の製鉄所に配置され、清津に移動した。原告 1、原告 2 は寄宿舎の舎監に賃金が入金された貯金通帳と印鑑を返せと要求したが、舎監は清津に到着した後も上記通帳と印鑑を返さず、原告 1、原告 2 は清津で 1 日 12 時間工場建設のための土木工事に従事したにもかかわらず賃金を全く支給されなかった。
- (7) 原告 3 は 1941 年頃大田市長の推薦を受け、報国隊として動員されて日本に渡り、旧日本製鉄の釜石製鉄所で労役に従事したが、賃金を貯金してやるとの言葉を聞いただけで、賃金を全く受取ることができなかった。原告 4 は 1942 年 10 月頃忠清南道保寧郡の村の区長の指示を受けて募集され、日本に渡り上記釜石製鉄所で労役に従事したが、賃金は極く一部だけ支給された。原告 5 は 1943 年月頃、群山部（現在の群山市）の指示を受けて募集され、旧日本製鉄の引率にしたがって日本に渡り、旧日本製鉄八幡製鉄所で労役に従事したが、賃金を全く支給されず、逃走して発覚し、約 5 日間殴打されたこともあった。
- (8) 原告らは 1945 年 8 月頃から同年 12 月頃までの間に各製鉄所が空襲で破壊されて日本が敗戦し、旧日本製鉄でこれ以上の強制労働をさせることができなくなると、各自故郷に帰ってきた。

イ 戦後の状況

(1) 未払い賃金の供託

旧日本製鉄は 1947 年 3 月 18 日、大阪供託所に原告 1（創氏改名宮本〇〇。強制労働当時宮本△〇を使用）を被供託者として給料 50.52 円、預貯金 445 円、合計 495.52 円を、同日大阪供託所に原告 2（創氏改名平山〇〇）を被供託者として給料 57.44 円、預貯金 410 円、合計 467.44 円を、1946 年頃原告 3（創氏改名小山〇〇）を被供託者として預貯金 23.80 円を、1946 年頃原告 5（創氏改名金山〇〇）を被供託者として給料 40 円、退職手当 10.20 円合計 50.20 円を各供託した。

(2) 旧日本製鉄の解散

旧日本製鉄は、会社経理応急措置法（1946 年 8 月 15 日法律第 7 号）、企業再建整備法（1946 年 10 月 19 日法律第 40 号）の制定・施行により、上記各法で定められた特別経理会社、特別経理株式会社に指定されて

1950年4月1日に解散し、旧日本製鉄の資産出資により八幡製鉄株式会社、富士製鉄株式会社、日鉄汽船株式会社、播磨耐火煉瓦株式会社（上記の4社を以下「第2会社」という）が設立された。

- (3) 大韓民国と日本国との間の国交正常化のための条約と付属協定の締結
大韓民国政府と日本政府は、1951年末頃から国交正常化と戦後補償問題を論議し、最終的に1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」とその付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）が締結されたが、請求権協定は第1条で日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うことにすると定めるとともに第2条で次の通り定めた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定についての合意議事録（I）は上記第2条について次のように定めている。

（a）「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

（e）同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために

執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条 1 にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。

そして上記合意議事録で摘示された対日請求 8 箇要綱には被徴用韓国人の未収金、戦争による被徴用者の被害に対する補償、韓国人の日本人または日本法人に対する請求が含まれていた。

(4) 請求権協定にともなう後続措置

請求権協定の締結にともない、日本は 1965 年 12 月 17 日、「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第 2 条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律¹⁾」(法律第 144 号、以下「財産権措置法」という)を制定施行した。

一方、大韓民国は請求権協定により受領した資金の使用についての基本的事項を定めるために 1966 年 2 月 19 日、「請求権資金の運用及び管理に関する法律²⁾」を制定し、続いて 1971 年 1 月 19 日、「対日民間請求権申告に関する法律³⁾」を制定し、10 カ月間国民の対日請求権申告を受付けた結果、合計 109,540 件の申告を受付けたが、上記申告分に対する実際の補償を執行するため 1974 年 12 月 21 日「対日民間請求権補償に関する法律」を制定し、1975 年 7 月 1 日から 1977 年 6 月 30 日までの間に合計 83,519 件について総額 9,187,693,000 ウォンの補償金を支給し、上記各法律は 1982 年 12 月 30 日すべて廃止された。

(5) 被告の設立

八幡製鉄株式会社は 1970 年 3 月 31 日日本製鉄株式会社と称号を変更し 1970 年 5 月 29 日富士製鉄株式会社を合併した。

ウ 日本における訴訟の経緯

¹ 次に掲げる大韓民国又はその国民の財産権であって、協定第 2 条の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、1965 年 6 月 22 日において消滅したものとする。(但書省略)

(1) 日本国又はその国民に対する債権

(2) 担保権であって、日本国又はその国民の有する物又は債権を目的とするもの

² 第 5 条 ① 大韓民国国民が有する 1945 年 8 月 15 日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。

② 前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。

³ 第 2 条 ① この法の規定による申告対象の範囲は 1947 年 8 月 15 日から 1965 年 6 月 22 日まで日本国に居住したことがある者を除く大韓民国国民が 1945 年 8 月 15 日以前に日本国及び日本国民に対して有していた請求権等であって次の各号に掲記するものとする。

9 日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され 1945 年 8 月 15 日以前に死亡した者

原告 1、原告 2 は 1997 年 12 月 24 日日本の大阪地方裁判所に被告に対し賃金支給及び不法行為による損害賠償を求めて訴訟を提起し、2001 年 3 月 27 日原告請求棄却判決が宣告され、大阪高等裁判所で 2002 年 11 月 19 日控訴が棄却され、上記判決は 2003 年 10 月 9 日確定した(上記訴訟を以下「本件前訴」という)。

2 当事者らの主張

ア 原告らの主張

原告らは日帝強占下に被告の前身である旧日本製鉄の募集担当官が原告らに技術習得、帰国後の安定した仕事の保障、十分な食事と賃金提供等を保障し、原告らを懐柔して日本に動員したが、実際には原告らは旧日本製鉄の各工場で原告らの意思に反して自由を剥奪された状況で強制労働に酷使され、賃金すら強制的に貯蓄させられ、まともに支給を受けることができなかったため、旧日本製鉄の後身として旧日本製鉄の債務を承継した被告が原告らに各 1 億ウォンの慰謝料を支給する義務があると主張する。

イ 被告の主張

これに対して被告は、①原告 1、原告 2 が既に日本で被告に対して同一の訴訟を提起し、敗訴確定判決を受けたので、本件訴訟中上記原告らの請求は既判力に抵触し棄却されるべきであり、②原告 3、原告 4、原告 5 の場合強制または欺罔により動員されたとしても、動員は強制労働という不法行為の手段に過ぎず、強制労働に従事させた不法行為自体は日本のみで行われたのであるから、大韓民国が不法行為地ではなく、大韓民国裁判所に国際裁判管轄権がないから、本件訴訟中の上記原告らの請求部分は不適法であり却下されるべきであると主張する。また、仮に適法だとしても、①請求権協定及びその後続措置により原告らの慰謝料請求権は消滅し、②被告は旧日本製鉄と法人格が異なり旧日本製鉄の原告らに対する慰謝料債務を承継していないから、被告に慰謝料支払いを求める原告らの本件請求は理由がないと主張する。

3 本案前の抗弁に対する判断

ア 大韓民国裁判所には国際裁判管轄権がないから本件訴訟は却下されるべきであるという被告の抗弁について検討する。

(1) 国際裁判管轄権の有無の判断基準

検討するに、国際裁判管轄権の有無の判断のための一般的な基準について、わが国の国際私法(2001 年 4 月 7 日法律第 6465 号として全文改正されたもの)は第 2 条第 1 項で「裁判所は当事者又は紛争になった事案が大韓民国と事実的関連がある場合に国際裁判管轄権を有する。この場合裁判所は実質的関連の有無を判断するにあたり国際裁判管轄配分の

理念に符合する合理的な原則に従わねばならない。」と抽象的な基準を提示した後、第2条第2項で「裁判所は国内法の管轄規定を斟酌して国際裁判管轄権の有無を判断するが、第1項の規定の趣旨に照らし、国際裁判管轄の特性を十分に考慮すべきである。」と規定して当該事件が法廷地であるわが国の民事訴訟法の裁判籍のうちいずれかに該当する場合にはわが国の国際裁判管轄を認め、この場合にも国際裁判管轄の特性を考慮して判断するようにしている。

したがって国際裁判管轄を決定するにあたっては国内法の管轄規定を基礎に、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念のみならず、訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益、さらに裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所乃至国家の利益もともに考慮すべきであり、このような多様な利益中どの利益を保護する必要があるかについては、個別事件における法廷地と当事者との実質的関連性及び法廷地と紛争になった事案と実質的関連性を客観的な基準として合理的に判断すべきである(大法院 2005年1月27日宣告 2002 다 59788 判決参照)。

(2) 本件訴訟についての判断

(ア) 義務履行地

原告らは本件請求が損害賠償請求であり、その義務履行地が持参債務の原則に従い原告らの住所地である大韓民国であるから、大韓民国裁判所は国際裁判管轄を有すると主張する。

検討するに、民事訴訟法第8条によれば財産権に関する訴訟は義務履行地の裁判所に提起することができる」と規定しているところ、不法行為による損害賠償債務は持参債務であるから、これによる損害賠償請求訴訟を一律にその義務履行地に該当する被害者の住所地国で提起できるとすれば、被告が予測できないところで応訴を強要される結果になり公平に反することになるから、上記の条項が規定する義務履行地から不法行為による損害賠償債務の履行地は除外されるというべきである。

したがって、原告らが被告に対し不法行為責任による慰謝料を求める本件訴訟については、民事訴訟法第8条の義務履行地規定により国際裁判管轄権が大韓民国の裁判所にあるという事はできないから、被告のこの部分に関する主張は理由がある。

(イ) 不法行為地

原告らは、日本政府と旧日本製鉄が共謀して原告らを欺罔することによって原告らを募集し、原告らを欺罔して動員した事は強制労働を

前提とするものであるから強制労働という不法行為の始まりであり、欺罔により動員した行為が大韓民国で行われた以上大韓民国は不法行為地であるから、大韓民国裁判所は本件訴訟に関する国際裁判管轄権を有すると主張する。

検討するに、上記1のア項で述べたように原告1、原告2の場合募集広告で提示された内容と異なり実際には極めて劣悪な条件で、監視を受けつつ技術習得とは特に関係がない労働に従事し、原告3、原告4、原告5の場合、具体的な労働条件や内容について認識することができないまま指示を受けて動員され、賃金も支給されずに労働に従事したものであり、原告らが上記のように動員された後に強制労働に従事することになったとすれば、不法行為は大韓国内の原告らの各居住地で原告らを動員したことから日本において強制労働に従事させることまで一連の継続した過程により行われたものであるから、大韓民国は不法行為地に該当する。したがって大韓民国は不法行為地として本件と実質的関連性があるというべきである。

また、最も重要な訴訟資料というべき原告らがすべて大韓民国に居住しており、大韓民国は当事者の生活根拠地として本件と実質的関連性を有するものであり、本件請求についての判断が請求権協定の締結とその後続措置等、大韓民国の状況と密接な関係があるから、大韓民国は紛争事案と実質的関連があるといえることができる。その上本件は大韓民国国民を動員して強制労働に従事させたのであるから、その被害者が帰国して大韓民国で損害賠償を請求することができるという点は予測可能であると言える、原告らと被告の訴訟遂行能力を考慮すれば、大韓民国裁判所に裁判管轄権を認めることが当事者間の公平を顕著に害するという事はできず、被告が大韓国内に事務所を置く代理人を選任して応訴している以上大韓民国裁判所に応訴を強制することが著しく不当な結果を招来するという事もできない。

(3) 結論

そうであれば、本件訴訟について大韓民国裁判所は義務履行地としては国際裁判管轄権が認められないが、不法行為地として国際裁判管轄権を有するというべきであるから、被告の上記抗弁は理由がない。

イ 既判力との抵触の有無についての判断

原告1、原告2が日本で被告に対して本件訴訟と同一の内容で提起した本件前訴で請求棄却の確定判決を受けた事実は上記1のウ項で述べたとおりであるところ、本件訴訟の提起が上記確定判決の既判力に抵触するかについて検討する。

(1) 外国裁判所の確定判決の承認要件

民事訴訟法第 217 条の規定によれば外国裁判所の確定判決は、①大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、その外国裁判所の国際裁判管轄が認められること、②敗訴した被告が訴状又はこれに準ずる書面及び期日通知書や命令を適法な方式により防御に必要な時間的余裕をもって送達され、送達されなかったとしても訴訟に応じたこと、③その判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反しないこと、④相互保証があることなど 4 つの要件を全て充足すればわが国でその効力が認められ、外国裁判所の確定判決が上記承認要件を具備している場合には、これと同一の訴訟をわが国の裁判所で再び提起することは外国裁判所の確定判決の既判力に抵触するというべきである。

(2) 判断

(ア) 本件が上記の 4 つの要件を充足するかについて検討するに、まず①日本は自国の事務所を所在地であるから本件の前訴が提起された日本国裁判所が上記事件について国際裁判管轄権を有し、②原告 1、原告 2 が本件前訴において原告として訴えを提起したが敗訴し、被告が敗訴した場合ではないから、上記①、②の要件は全て充足するというべきである。

次に、④の要件についてみると相互保証は外国の法令、判例及び慣例等により承認要件を比較して認められれば充分であり、必ずしも当事国と条約が締結されている必要はなく、わが国と外国の間で同種の判決の承認要件が著しく均衡を喪失せず外国で定めた要件がわが国で定められた要件より全体として過重でなく重要な点で実質的にほとんど差異がない程度であれば相互保証の要件を具備したと見るのが相当であり、当該外国で具体的にわが国の同種の判決を承認した事例がなくとも実際に承認すると期待できる状態であれば充分であるというべきところ(大法院 2004 年 10 月 28 日宣告 2002 年 ㉔ 74213 判決等参照)、日本の場合日本の民事訴訟法第 118 条で外国判決の承認についてわが国の民事訴訟法第 217 条と同一の内容を規定しているので相互保証があると言えるから、上記④要件も充足されたというべきである。

そこで、上記③の要件すなわち本件前訴に対する判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かについて次に検討することにする。

(イ) 善良な風俗その他社会秩序違反の意味

上記③要件において「善良な風俗その他の社会秩序」とは民法第103条に定めた国内実体法上の公序より狭い意味であって、実体的公序とその成立手続に関する手続的公序を含むものであるところ、「善良な風俗やその他の社会秩序に反する場合」とは⑦同一当事者間の同一事件について大韓民国での判決が確定した後に再び外国で判決が宣告され確定したことにより大韓民国判決の既判力に抵触する場合(大法院 1994年5月10日宣告 93 다 1051, 1068 判決参照)、①再審事由に関する民事訴訟法第451条第1項第6号、第7号、第2項の内容に照らして被告が判決国法廷で偽証を利用して判決を得るなどの詐欺的な事由を主張することができず、または処罰を受ける詐欺的行為について有罪判決のような高度の証明がある場合(大法院 2004年10月28日宣告 2002 다 74213 判決参照)、⑧外国判決の内容自体が善良な風俗やその他の社会秩序に反する場合などをいう。

本件の場合上記⑦、①の場合には該当しないことが明白であり。⑧の場合、すなわち日本裁判所の判決内容自体が善良な風俗やその他の社会秩序に反するかが問題となる。

(ウ) 本件前訴の判決内容

乙第2号証の1、乙第6号証の各記載に現れているように、本件前訴で日本国裁判所は日本の敗戦により日本企業が負担する巨額の賠償及び未支払賃金問題を解決するため 1946年に制定施行された会社経理応急措置法、企業再建整備法により原告らの賃金債権及び不法行為による損害賠償債権が上記各法に定める旧債権に該当して旧勘定に属し、第2会社が旧勘定に属する旧日本製鉄の旧債務を当然に包括継承するのではなく、第2会社が旧日本製鉄の旧債務を承継するとの意思表示をした事実を認める証拠もないから、第2会社中の一部が合併して設立された被告にも原告らに対する債務が承継されなかったと解して原告らの請求を棄却した。

(エ) 判断

上記のような日本裁判所の判決内容自体が善良な風俗やその他の社会秩序に反するか検討する。

1) 会社解散、分割、合併の準拠法

会社の設立、権利能力の有無と範囲、行為能力、組織及び内部関係、社員の権利と義務等会社の設立から消滅までの事項を始めとする会社法上の争点については会社の属人法が適用されるべきであるから、会社が解散し分割され、後にその一部が再び合併された場合、その手続及びそれによる会社法的効果、すなわち法人

格の消滅と権利・義務の承継なども会社の属人法が規律する事項であるというべきである。

涉外私法(2001年4月7日法律第6465号として全文改正される前のもの、以下「旧涉外私法」という)第29条は「商事会社の行為能力はその営業所所在地の法による」と規定するのみであり、その属人法に関する明文の規定がなく、設立準拠法主義と本拠地法主義など学説が分かれてきたが、いかなる見解に従うとしても旧日本製鉄の属人法が日本国の法律であるという点には差異がないから(全文改正された後の国際私法第16条は「法人又は団体はその設立の準拠法による」と規定し、原則的に設立準拠法主義を採択している)、旧日本製鉄の会社解散及び分割による法人格消滅の有無、債務承継の有無などを判断する準拠法としては当時の日本国の法律である会社経理応急措置法、企業再建整備法が適用されるべきである(これに対して原告らは上記法律は法人格濫用の理論に正面から反する内容であるから本件で判断基準とすることができないと主張するが、上記主張は受け入れない)。

2) 会社経理応急措置法、企業債権整備法の規定による判断

涉外的事件について適用される外国法規の内容を確定しその意味を解釈するときには、その外国法がその本国で現実に解釈適用されている意味内容の通り解釈適用すべきであるところ(大法院2003年1月10日宣告2000다70064判決等参照)、乙第1号証の1の記載によれば会社経営応急措置法には1946年8月11日午前0時(以下「指定時」という)を基準として会社の計算を新勘定と旧勘定に区分して経理しなければならない、会社の目的として現在行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なものは新勘定に所属させ(同法第1条、第7条)、指定時以前の原因により発生した債権は旧債権に該当し、旧債権については返済等の消滅行為を禁止し(同法第14条)、例外的に返済を認める場合にも旧勘定で返済せねばならず、新勘定で返済することは特別管理人の承認など一定の要件を具備した場合にのみ一定の金額の限度内で可能であり(同法第14条)、指定時以前の原因で発生した収入、支出は旧勘定の収入、支出として経理しなければならない(同法第11条)と規定されている。

上記規定内容を総合すると、原告らの慰謝料請求権は指定時以前の原因により発生したものであるから旧債権に該当し、上記規定の趣旨は旧債権が旧勘定に属することを前提としていると見る

ことができるから、原告らの慰謝料請求権は旧勘定に属すると見るのが相当である。

これに対して原告らは上記法の定める「指定時以前の原因」とは正常的な営業活動に関するものだけを意味し、原告らの場合のような戦争犯罪により強制労働に従事させるという不法行為を意味するものではないから、原告らの権利は旧債権に該当せず、新勘定と旧勘定の双方に対して行使することができる権利であったと主張するが、これを認める根拠がないから原告らの上記主張は理由がない。

また、乙第1号証の2の記載によれば企業再建整備会社が新勘定に属する資産を出資する場合、出資を受けた者が指定時後に特別経理株式会社の新勘定の負担になる債務を承継すると規定しているのみで(同法第10条)、旧勘定に属する債務の承継の有無についてはいかなる規定もなく、指定時まで発生した損失額と利益額を計算し(同法第3条)、損失額が利益額を超過する場合にはその超過額を特別損失額として(同法第4条)、認められた基準により株主、債権者が負担すると(同法第7条)規定している。

上記規定内容を総合すれば、第2会社が当然に特別経理株式会社の債務を承継するものではないということを前提に、指定時以後に新勘定の負担になる債務を承継する場合についてのみ債権者を保護する規定を置いたものと見ることができるから、第2会社が特別経理株式会社の旧勘定に属する旧債権を当然に包括的に承継するということはできない。

これに対し原告らは、勤労関係に基づく債権は会社の経営主体変更により当然に包括的に新しい会社に承継され、原告らの強制労働による損害賠償請求権は勤労関係に基づく債権の一種であるから、旧日本製鉄の原告らに対する債務を被告が当然に承継したと主張するが、これを認める根拠がなく、原告らの上記主張も理由がない。

(3) 結論

そうであれば、上記のように判断した日本判決の内容が大韓民国の善良な風俗その他の社会秩序に照らして許容できないとは言えないから、結局日本の上記確定判決はわが国でその効力が認められるというべきである。したがって本件訴訟中原告1、原告2の請求部分は、日本の上記確定判決と同一の訴訟をわが国の裁判所に再び提起したものであって上記確定判決の既判力に抵触し、当裁判所とし

ては従前の判決と矛盾した判断をすることができないから、上記請求部分は本案についてさらに検討するまでもなく理由がない。

4 原告3、原告4、原告5の請求に対する判断

ア 請求原因に対する判断

(1) 国際法違反による損害賠償責任の成否

原告3、原告4、原告5(以下「原告3ら」という)は旧日本製鉄が強制労働に関する国際労働機構(ILO)第29号条約(C29 Forced Labour Convention)、国際人権規約等の国際法の規定に違反したから、これにより損害賠償責任を負うと主張する。

検討するに、国際法上私人の主体性を認めるか否かについて国家のみがその主体になり得るとの見解もあるが、国際法上私人の主体性を否定する根拠は充分ではなく、ただ私人が実際に国際法の主体となり得るか否かは個々の条約、国際慣習法で定めた規範の内容によって異なるものであって、特に私人が国際法に基づいて他の国家又はその国民に対して直接いかなる請求をし得るかについては、各条約など国際法自体において該当規範の違反行為により権利を侵害された私人がその被害回復を請求できるという趣旨及びそれに関する具体的な要件、手続、効果に関する内容を規定した場合や、その国際法による私人の権利を具体的に規定した国内法的立法措置が行われた場合に可能であるというべきである。

本件について検討するに、強制労働に関する国際労働機構第29号条約等の各規定には強制労働により被害を受けた私人に強制労働を実施した主体に対して直接損害賠償を求めることができるようにする規定がない。そうであれば原告3らは国際法違反により損害賠償を求める事はできないというべきであるから、その部分の原告3らの主張はさらに検討するまでもなく理由がない。

(2) 国内法違反による損害賠償責任の成否

(ア) 準拠法

旧涉外私法第13条第1項によれば不法行為による債権の成立及び効力はその原因となった事実が発生した所の法によるとされているが、上記3ア(2)の(イ)項で述べた通り、旧日本製鉄の不法行為は大韓国内の原告3らの各居住地域で原告3らを動員したことに始まり、日本に至り強制労働に従事させるまでの一連の継続的な過程で行われたものであるから、大韓民国は不法行為地としてその原因となった事実が発生した所に該当する。したがって大韓国民法の不法行為に関する規定が被告の損害賠償責任成立の成否を判断する準

拠法になる。

(イ) 判断

上記の各証拠に弁論の全趣旨を総合すると、日本政府は日本の製鉄所に必要な労働力を確保するために長期的な計画を立ててわが国の労働力を動員した事実、旧日本製鉄は鉄鋼統制会に積極的に参与するなど日本政府の労働力動員政策に共謀し労働力を拡充した事実を認めることができ、原告3らは当時わが国が支配を受けていた状況下で今後日本で従事することになる労働内容や環境についてよく認識することができないまま日本政府と旧日本製鉄の上記のような組織的な欺罔により動員されたというのが相当である。また原告3らが幼い年齢で家族と離別し極めて劣悪な環境で危険な労働に従事し、具体的な賃金額も知らないまま強制的に貯金をさせられ、常時監視を受けて離脱が不可能であって、食事も十分に与えられなかった事実は上記の通りであるから、旧日本製鉄は原告3らを強制労働に従事させたものであって、これは不法行為に該当するというべきである。

そうであれば、原告3らが上記のような強制労働に従事して精神的苦痛を受けた事は経験則上明白であるから、旧日本製鉄は特別な事情がない限り原告3らの精神的苦痛を金銭的にはあっても慰藉する義務がある。

イ 請求権協定により原告3らの慰謝料請求権が消滅したか

上記1アの(3)、(4)項記載の請求権協定、合意議事録の内容及び甲第17号証、第18号証の各記載に弁論の全趣旨を総合すれば、請求権協定では両国及びその国民の財産、権利、利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題を解決するため、将来両国及びその国民の財産、権利、利益であって各相手国の管轄下にあるものについては各相手国において国内措置をとることにして(請求権協定第2条第3項、合意議事録(e)項)、これに対しいかなる主張もすることができない(請求権協定第2条第3項)と定めた事実を認めることができるが、これによれば、大韓民国と日本両国は請求権協定を締結することによって相手国が執る国内措置について外交保護権を行使せず、財産、権利、利益、請求権について外交保護権を行使しないことにして、相手国がいかなる国内措置を執るかについては各国の決定に委ねることにしたものと見るのが相当である。したがって請求協定により大韓民国国民の日本国及びその国民に対する請求権自体が消滅したとは言えず、原告3らの本件慰謝料請求権が請求権協定により消滅したものではないというべきである。

ウ 旧日本製鉄と被告の法人格同一性及び債務承継の有無

旧日本製鉄は原告 3 らに不法行為による慰謝料支払債務を負担するが、原告 3 らが上記のような慰謝料請求権を被告に対して行使することができるかについて検討する。

原告 3 らは、被告が旧日本製鉄の営業財産、役員、従業員、社標などをそのまま承継しているだけでなく、被告が旧日本製鉄により徴用された者の遺族に慰謝料及び慰霊祭費用を支払った点に照らしても旧日本製鉄と被告は法人格が同一であると主張する。

検討するに、甲第 68 号証乃至第 73 号証(各枝番号を含む)、甲第 80 号証の 1 乃至 3 の各記載のみでは被告が旧日本製鉄の営業財産、役員、従業員等をそのまま承継したと認めるには足りないだけでなく、仮に被告が旧日本製鉄の営業財産、役員、従業員をそのまま承継したとしても、そのような点と旧日本製鉄と商号が類似する点などによって旧日本製鉄と被告の法人格が同一であるという事はできない。また、被告が旧日本製鉄により徴用され 1945 年 7 月及び同年 8 月頃、釜石製鉄所で艦砲射撃により死亡した者らの遺族らに慰謝料及び慰霊祭費用を支払った事実は当事者間に争いが無いが、これを人道的観点から責任を負担したものと見ることができる事はさておき、このような事実によって被告が旧日本製鉄と法人格が同一であるという事はできない。

また被告が旧日本製鉄の原告 3 らに対する債務を承継しなかった事は上記 3. イ. (2) の(エ)項で述べた通りであり、被告が旧日本製鉄と法人格が同一であるとか被告が旧日本製鉄の原告 3 らに対する慰謝料支払債務を承継したことを前提として被告に対して慰謝料支払を求めることはできないというべきである。したがって原告 3 らの本件請求は理由がない。

エ 時効消滅の成否 (付加的判断)

(1) 被告の主張及び判断

被告は原告 3 らの本件慰謝料請求権が時効により消滅したと主張するので検討するに、原告 3 らの本件慰謝料請求権は旧日本製鉄が原告 3 らを強制労働に従事させた不法行為があった日から 10 年間これを行使しなければ時効により消滅するというべきところ(民法第 766 条第 2 項)、原告 3 らが主張する不法行為があった日からはもちろん、その後大韓民国と日本国との国交が正常化された 1965 年 6 月 22 日から起算しても、本件訴訟がそれから 10 年が既に経過した後である 2005 年 2 月 28 日に提起されたことが記録上明白であるから、原告 3 らの本件慰謝料請求権は本件訴訟提起以前に既に時効により消滅したというべ

きである。

(2) 原告 3 らの主張および判断

これに対し原告 3 らは、①請求権協定の存在など法律上の障害事由により消滅時効が完成しなかったし、②被告が時効消滅の抗弁をすることは信義則や権利濫用禁止の原則に反すると主張する。

まず上記①の主張について検討すると、消滅時効は客観的に権利が発生しその権利を行使することができる時から進行し、その権利を行使することができない間は進行しないが、ここにいう「権利を行使することができない」場合とは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就などがある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使可能性を認識することができず、認識することができないことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しないというべきであるところ(大法院 2006 年 4 月 27 日宣告 2006 다흌 1381 判決等参照)、その間、請求権協定第 2 条及びその合意議事録の内容解釈について大韓民国政府の国民に対する外交的保護権のみを放棄したものか、または大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人的損害賠償請求権も放棄したものなのかについて議論があり、原告 3 らが上記請求権協定の明確な意味を知り得ず、自らの権利を行使することができないと信じたとしても、上記のような事情のみで原告 3 らの権利行使を阻止する法律上の障害事由があったという事はできないから、原告 3 らの上記主張は理由がない。

次に上記②の主張について検討すると、債務者が消滅時効完成を主張することが信義誠実の原則に反する権利濫用として許容されない場合とは、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にしたり、そのような処置が不必要だと信じさせる行動したり、客観的に債権者が権利を行使できない障害事由があったり、または一旦時効完成後に債務者が時効を援用しないような態度を見せて権利者をして信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく同じ条件の他の債権者が債務の返済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めることが著しく不当であったり不公平となるなどの特別な事情がある場合をいうところ(大法院 2005 年 5 月 13 日全国 2000 다흌 71881 判決等参照)、本件の場合日本の強制徴用等の不法行為に旧日本製鉄が共謀し介入したという事情のみによって、旧日本製鉄と法人格が同一でもなく、旧日本製鉄の債務を承継したということもできない被告について債務履行の拒絶を認める

ことが著しく不当であるとか不公平になる特別な事情があるとは言い難い。したがって原告3らの上記主張も理由がない。

5 結論

そうすると、原告らの本件請求は全て理由がなく棄却することにして、主文のとおり判決する。

裁判長 判事 ユン・ジュン
判事 ハ・ホンヨン
判事 チェ・ジヨン